

横浜市健康福祉局 経営に関する方針(素案)

| | | | |
|-----|------------------|-----|------------|
| 団体名 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 | 所管課 | 健康福祉局福祉保健課 |
|-----|------------------|-----|------------|

| 方針（経営の方向性） | | | |
|----------------|--|---------------------|---|
| 外郭団体としての必要性、役割 | <p>【必要性】社会福祉協議会は社会福祉法に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に組織されています。社会福祉の取組への住民参加を促進するとともに、地域活動団体や社会福祉施設等の協力を得ながら地域の課題解決のための取組を推進している公共性の高い団体です。高齢化が進む中で豊かな福祉社会を実現するためには地域の力を活かした活動を進めていくことは一層重要となっています。</p> <p>【役割】社会福祉協議会は、地域の福祉関係者や社会福祉施設をサポートする中間支援組織です。地域の福祉課題について関係者の力をあわせて取り組みを進めるとともに、募金や寄附等を財源としてボランティア団体の支援を行なうなど、民間事業者や行政とは異なる立場で社会福祉の推進を担っています。</p> | | |
| 団体経営の方向性（団体分類） | 引き続き経営の向上に取り組む団体 | 経営改革方針（旧方針）における団体分類 | 事業等の再整理が必要な団体 |
| 方向性の考え方（理由） | <p>高齢化や地域のつながりの希薄化が進む中で、介護や福祉に関する制度の見直しが進んでいます。地域の力を活かしたミニデイサービス、配食サービス等の充実など、ボランティア活動のさらなる活性化が必要とされています。</p> <p>このような地域を取り巻く環境の変化に対応するために、社会福祉協議会のボランティア活動支援の経験や地域ケアプラザ運営のノウハウを十分に活用していくことが必要です。また、成年後見制度の担い手として社会福祉協議会が位置付けられていますので、このような分野と相乗効果を得られるよう取組を進めていく必要があります。</p> <p>地域支援の取組を支えるために、組織、財務等の経営改善を引き続き行っていく必要があります。</p> | | |
| 方針の期間 | 平成27～30年度 | 3年間以外の場合の考え方 | <input checked="" type="checkbox"/> 団体の中期経営計画期間 <input type="checkbox"/> 主要施設の指定管理受託期間 <input checked="" type="checkbox"/> その他（地域福祉保健計画） |

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

【取組の概要】

横浜市地域福祉保健計画の基本理念”誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう”を実現するために地域活動団体や社会福祉施設等とのネットワークを生かしつつ地域福祉の推進役として取組を進めていきます。①地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる、②支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる、③幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる、を推進の柱として、横浜市、各区福祉保健センター等と連携、協力しながら地域における福祉保健の生活課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

1 (1) 公益的使命の達成に向けた取組

| | | | |
|-----------|---|--------|---|
| 団体の目指す将来像 | 地域ケアプラザ、区社協、区役所による地域支援の体制づくり | | |
| 現在の取組 | <ul style="list-style-type: none"> 区役所地区別支援チームの一員として地区別計画の支援を行っています。 市地域ケアプラザ分科会の運営等を通じて、市内全地域ケアプラザの運営支援を行っています。 地域の生活課題や制度のはざまとなっている生活課題を地域ケアプラザと連携しながら把握・調整・解決する新たな取組として「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」を実施しています。 | | |
| 方針期間の主要目標 | <p>ア 地域の中で課題の解決に結びついた取組などを集約し、地域住民、支援者と共有することで地域活動の活性化につなげます。</p> <p>イ 地域福祉保健計画の地区別計画推進に向け住民主体の課題解決が進むよう、地区社協支援の課題を整理し、地区社協への支援を充実します。</p> | 25年度実績 | <p>ア 未実施</p> <p>イ 地区社協支援担当者研修の実施、区社協職員間での情報共有</p> |
| 具体的取組 | <ul style="list-style-type: none"> 地区別計画の推進をはじめとする地域支援を行う中で、課題の解決に結びついた取組や地域ケアプラザと区社協との協働事例など区域にとらわれない多様な事例を市社協が集約し、よこはま地域福祉フォーラム（仮称）を実施するとともに、事例集の作成を通じて地域における支えあい活動などの共有を進め、更なる地域福祉活動の充実を図ります。 地区社協の役割を強化するために、地区社協支援における課題や支援策を整理し、地域に定着する取組を進めます。 区社協が区と連携し地域ケアプラザの地域コーディネート機能についてより一層の支援が行えるよう区社協職員を対象とする研修会や担当者会議の実施など体制整備を進めます。 | 目標数値 | <p>ア よこはま地域福祉フォーラム（仮称）を開催〔1回/年〕</p> <p>イ 地区社協活動の手引きの改訂（27年度）手引きに基づく地区社協向けの研修会等の実施（28年度以降54回実施（18区×3年間））</p> |
| 市 | <p>今後の地域福祉保健推進の方向性を見据え、区計画・地区別計画の策定・推進における課題を検討し、身近な地域における見守り・支え合いの仕組が充実するよう継続的な支援を行っています。併せて、市域における取組を進めることにより、中長期的な視点での地域福祉保健の充実、強化を図っていきます。</p> | | |

| | | | |
|-----|------------------|-----|------------|
| 団体名 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 | 所管課 | 健康福祉局福祉保健課 |
|-----|------------------|-----|------------|

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

1 (2) 公益的使命の達成に向けた取組

| | | | | |
|-----------|----|---|--------|---|
| 団体の目指す将来像 | | 活動資金、活動推進のための情報・ノウハウ等の提供を通じたボランティア活動の支援 | | |
| 現在の取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の担い手となる人材の発掘・育成や、活動が継続していくための資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）の確保について、中間支援組織として助成制度の運用、活動者のネットワークの活用、資源の仲介等を行うことにより、福祉保健活動者・団体への支援を行っています。 ・企業の地域貢献活動に対する相談窓口の設置や、活動事例集による啓発活動など、企業の地域貢献活動を支援しています。 | | |
| 方針期間の主要目標 | | ア よこはまふれあい助成金 助成制度及びボランティアセンター機能を活用した地域福祉活動団体の活動支援 | 25年度実績 | ア 団体に応じた支援を行うことにより、制度の狭間や新たな課題に対応する団体への助成を増加させ、助成件数を2,800件/年とする。 イ 企業からの相談・調整：200件/年（30年度） |
| 具体的取組 | 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ア 助成制度を活用した地域福祉活動団体の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・助成団体をはじめとする活動団体の実態把握や分析により、団体に応じた支援を行う。 ・活動団体の運営支援や既存の資源（人材、拠点、資金、物資、情報等）活用促進により助成団体の自主運営化（自立化）を進める。 ・2025年問題など、新たな課題に積極的に取り組む団体に対する助成を拡充する。 ・制度の拡充に際して必要に応じて積極的な自主財源（寄付金や基金原資）の活用を図る。 イ 地域と企業の連携事例やノウハウをセミナーや事例集などを活用した啓発事業を行います。また、区社協に対してノウハウや実践事例、関連情報の提供を行い、区社協の企業の地域貢献活動に対するコーディネート機能を強化します。 | | |
| | 市 | 第3期市地域福祉保健計画に基づき、関係局と連携し、企業と地域の連携を進めるための方策を検討します。 | | |

1 (3) 公益的使命の達成に向けた取組

| | | | | |
|-----------|----|--|--------|--|
| 団体の目指す将来像 | | 身近な地域における権利擁護の推進 | | |
| 現在の取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ア 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施し、金銭や大切な書類を管理することによる不安のある高齢者や障害者に対する福祉サービスの利用援助や金銭管理を行っています。 ・法人後見事業は他の受任機関では担わない困難な案件を積極的に受任し、セーフティネットの役割を果たしています。 ・認知症や一人暮らし高齢者及び障害者が住みなれた地域で自立した生活を送り続けることを支援するため、横浜生活あんしんセンターにおいて市民後見人養成研修を実施しています イ 後見的支援制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> 後見的支援推進法人として、現在11区の後見的支援室にあんしんマネジャーを配置し、障害者や家族が将来にわたり安心して暮らせるための地域での見守りづくりや障害者に必要な支援を行い、制度全体の推進・拡充を図っています。 | | |
| 方針期間の主要目標 | | ア 権利擁護の推進 ①権利擁護事業の契約者数の増 ②市民後見人養成課程開催と市民後見人（候補者）への助言・活動支援 | 25年度実績 | ア ①権利擁護事業の契約者数 593人 ②市民後見人養成研修の修了者 44名 イ あんしんマネジャーの配置 11区 ※26年度に14区（予定） |
| 具体的取組 | 団体 | <ul style="list-style-type: none"> ア 権利擁護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者が地域の中で安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見制度に市民後見人養成研修修了者（市民後見人バンク登録者）など地域福祉の視点をもつ身近な市民の参加ができる仕組みを作ります。 ・市民後見人養成課程を引き続き実施し、市民後見人養成課程修了者（市民後見人バンク登録者）の活動を身近な地域で支援できるよう、行政や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体等と協働し受任に向けた活動支援を行っています。 イ 後見的支援制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> 後見的支援室に配置したあんしんマネジャーの資質の向上も含めたバックアップを行うほか、運営法人の責任者・スタッフの連絡調整のための会議等を行い、制度全体の総合調整を横浜市とともに進めます。 さらに、地域での見守りづくりを進めていくため、地区社協や民生委員、町内会役員等との連携をより密にして、登録者各人が期待するネットワークづくりを強化します。 | | |
| | 市 | 権利擁護事業や法人後見を必要とする市民が利用しやすい体制を整備し、市民後見人の普及啓発を推進するとともに、着実な受任に向けた調整を行います。 | | |

| | | | |
|-----|------------------|-----|------------|
| 団体名 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 | 所管課 | 健康福祉局福祉保健課 |
|-----|------------------|-----|------------|

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

2 財務の改善に向けた取組

| | | | | | | |
|-----------|----|--|--------|---|------|--|
| 団体の目指す将来像 | | 健全な財産運営 | | | | |
| 現在の取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・特定資金貸付事業の廃止、横浜市借入金の返済等を行い、借入金を縮減しています。 ・適正な人員配置、経理処理を行うとともに、定期的な執行状況の把握、確認を行っています。 | | | | |
| 方針期間の主要目標 | | ア 長期運営資金借入金の縮減 イ 介護保険事業実施施設における経常増減差額の改善 | 25年度実績 | ア 長期運営資金借入金 137億8万円 イ 経常増減差額 ▲64,086千円 | 目標数値 | ア 長期運営資金借入金 90億円 イ 経常増減差額 0千円 |
| 具体的取組 | 団体 | ア 特定資金貸付事業等において着実な借入金償還金の回収を行い、借入金総額を縮減させます。 イ 介護保険事業による収入増、委託料の増収に向けた検討を行います。あわせて、人員配置の見直しや事業費の削減等を行い、介護保険事業実施施設（地域ケアプラザ17施設及び横浜市野毛山荘）の黒字化を図ります。 | | | | |
| | 市 | 振興資金、特定資金等、民間社会福祉施設整備に関する借入金の縮減をはかり、法人の長期債務を着実に減少させるよう支援していきます。 | | | | |

3 業務・組織の改革

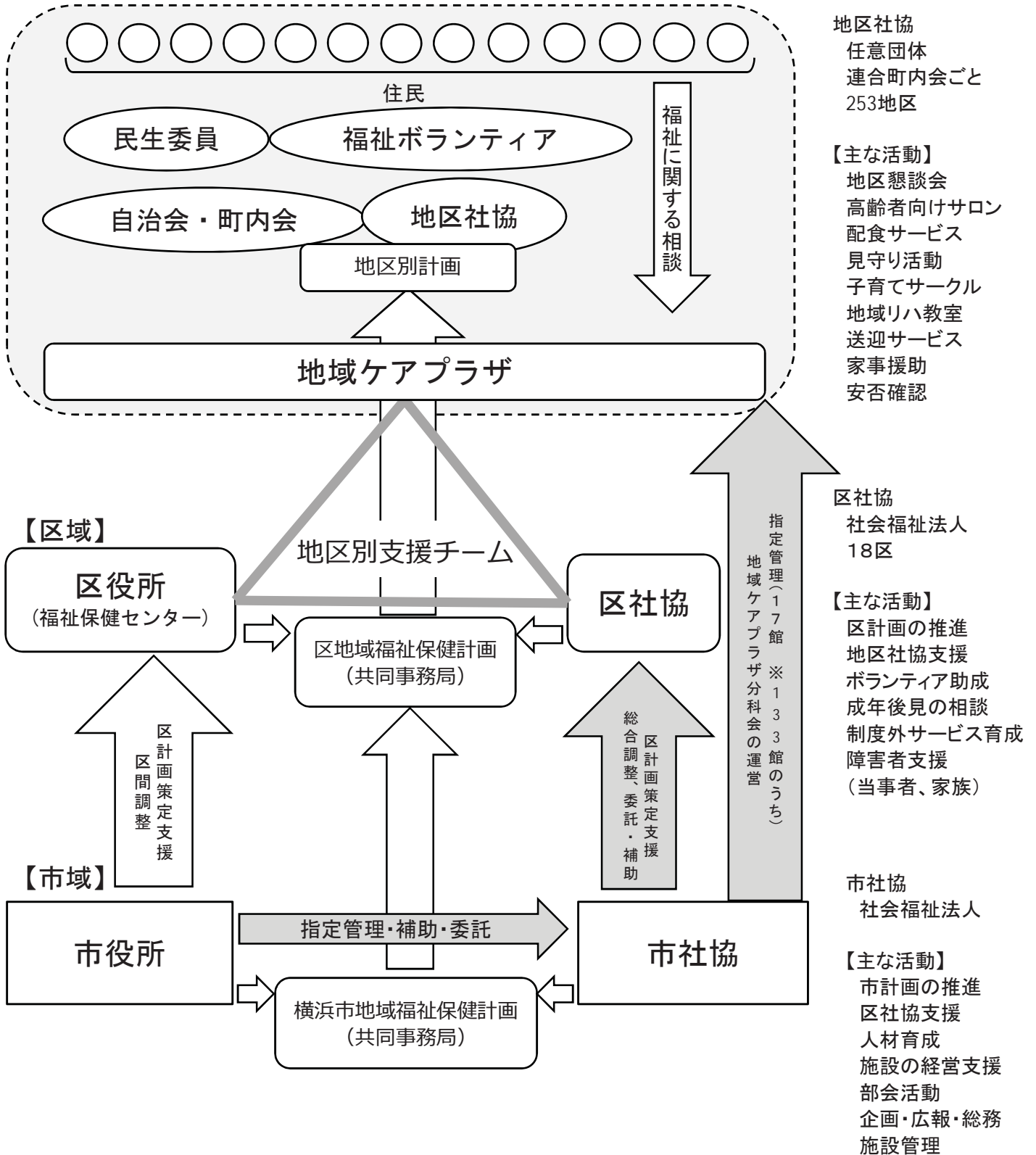
| | | | | | | |
|-----------|----|--|--------|--|------|-------------------------------------|
| 団体の目指す将来像 | | 持続可能な組織体制の構築 | | | | |
| 現在の取組 | | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな職員人材育成計画に基づいた研修体系を導入し、職位に応じた研修等を行っています。 ・人事交流については社協の課長級職員を市の研修員として派遣を行っています。 | | | | |
| 方針期間の主要目標 | | ア 職員人材育成計画の改訂と研修体系の整備 イ 固有管理職の登用による自律的な組織体制の強化 | 25年度実績 | ア 職員人材育成計画に基づく研修実施 イ 固有管理職割合 85% | 目標数値 | ア 改訂した計画による体系的な研修実施 イ 固有管理職割合90% |
| 具体的取組 | 団体 | ア 人事給与と制度の見直しを踏まえ、職員人材育成計画を改訂します。 イ 固有職員の人材育成を進め、固有管理職割合の増を図ります。 | | | | |
| | 市 | 団体の経営力向上に向けた情報交換の機会を増やしていきます。 | | | | |

**公的な役割を担う外郭団体としての
団体と市との円滑な連携・協力体制の構築に関する取組**

27年度以降の関与のあり方検討を踏まえて記載します。

1 横浜市における地域福祉の推進体制

【日常生活圏域】 中学校区程度



2 地区社協、区社協、市社協について

地区社協

【主な活動者】 民生委員、自治会・町内会、地域ボランティア団体等

「自分たちの地域の福祉課題は、まず自分たちで取り組もう」という住民意識が出発点

- 地域住民がかかえている問題や悩みを互いに協力しあって解決する
- 住みよい地域をつくるために地域の福祉課題に計画的に対応する

区社協

【支援の対象】 地区社協、民生委員、ボランティア団体、障害者の当事者活動・家族会等

【法人化について】

平成2年 社会福祉事業法改正 政令市社協と区社協が規定される

法制化の動きを契機として、社会福祉法人化の動きが全国的に進みました

横浜市としては、区ごとに地域の状況・課題が異なっているため、地域が主体的に課題を解決してくための合意形成の仕組みとしては、現状の体制が適切であると考えています。

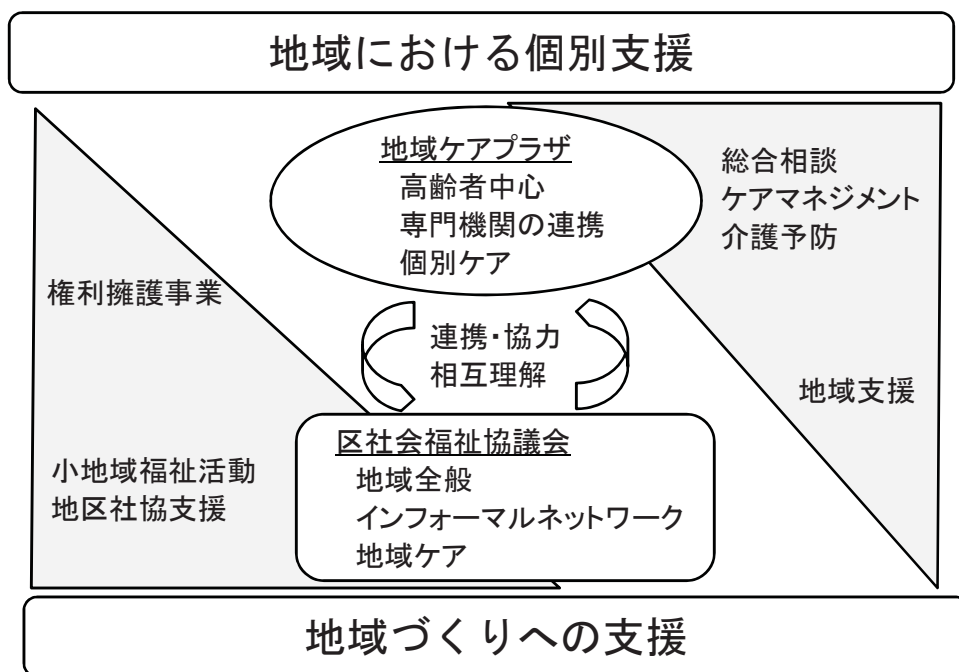
市社協

【支援の対象】 区社協、地域ケアプラザ、ボランティア団体、障害当事者活動・家族会等

【会員の部会活動】 区社協部会、高齢福祉部会、保育福祉部会、障害福祉部会、更生保護部会等

【統括機能】 企画、広報、人事・労務、経理、施設管理の集約・効率化

3 地域ケアプラザと社会福祉協議会の関係



4 市社協が地域ケアプラザを運営する意義

- (1) 地域ケアプラザ運営のノウハウを133施設全体の底上げに活用することができる
- (2) 地域ケアプラザの業務経験がある職員が市社協・区社協にいるため、連携・協力が進む
- (3) 各区において、基幹的な地域ケアプラザとして市・区の施策を推進することを期待